

令和7年度 第10回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年9月26日（金） 午前10時00分から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除について

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

知事部局から職員の職務に専念する義務の免除について下記のとおり申請があり、適当と認められるので下記のとおり承認する。

記

職員が第79回国民スポーツ大会に鳥取県代表の監督（ライフル射撃競技）として参加する場合

- 1 対象職員 総務部統計課 係長
- 2 免除期間 派遣期間（令和7年10月1日（水）～10月7日（火））のうち勤務を要する日
- 3 根拠法令 「職務に専念する義務の特例に関する規則」
○職務に専念する義務の特例に関する規則
（義務免除）
第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
------------------------------------	--------------

4 承認理由

国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。

本件については、国民スポーツ大会の鳥取県代表の監督として参加要請があったものであり、監督の役割について申請者に確認したところ、選手の引率、作戦立案及び決定、試合時もしくはその前後のコーチなどの内容である。

については、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県スポーツ協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に監督として参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上ひいてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。

平成28年度、平成29年度、令和6年度に開催された国民スポーツ大会（ライフル射撃競技）に当該職員が監督として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認している。

5 当委員会の判断 申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

6 承認日 議決日

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について下記のとおり申請があり、適当と認められるので下記のとおり承認する。

記

職員の職務に専念する義務の免除の内容

職員が第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に日本代表の選手として出場する場合

1 対象職員 鳥取県立鳥取豊学校 教諭 前島 博之

2 免除期間 派遣期間（令和7年11月7日から11月27日まで）のうち勤務を要する日

3 根拠規定

○職務に専念する義務の特例に関する条例

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

(14) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
----------------------------------	--------------

4 承認する理由

- ・職員が日本代表選手として世界トップレベルの大会に参加することは、本人はもとより本県の競技レベルの向上、障がい者スポーツの振興に資すると考えられること。
- ・過去の類似の事例における承認の基本的な考え方は、①国際大会へ出場する場合、②国際大会への参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿も含む）であり、本件は①に該当していること。
- ・平成25年・29年の夏季デフリンピック、平成24年・28年の世界ろう者陸上競技選手権大会、令和4年・6年の世界デフゴルフ選手権大会に当該職員が日本代表選手として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認していること。

5 当委員会の判断

申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

6 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

令和7年10月1日（水）午前10時00分から開催することとした。